

特 記 事 項

1 一般的事項

- (1) 建物清掃業務の実施に当たっては、病室等における患者等の安静等に支障のないよう十分に配慮すること。
- (2) 清掃の実施のため、各部屋の鍵を使用する場合は、その使用者・使用時間を明確にし、使用後は速やかに鍵を返却すること。
- (3) 日中は、緊急対応の連絡がとれる体制を確保すること。

2 清掃方法等に関する事項

- (1) ドアノブ、手すり、エレベーター押しボタン、蛇口その他の手指接触の頻度が高い設備を清拭する際は、殺菌消毒を併せて行うこと。
- (2) タイルカーペットのスチーム洗浄を実施した際は、直後の平日までにカーペットが乾燥するよう、適切な処置を施すこと。
- (3) 清掃の際、椅子、衝立等の移動ができるものは、これを移動させて清掃すること。なお、病室・居室等で物を移動させる場合は、患者・利用者等からできるだけ承諾を得ること。
- (4) 浴室及びシャワールームの清掃は、利用に支障をきたさないように行うこと。
- (5) 清掃器具は、室用・廊下用・便所用等の別に使用を区分することとし、各々に印を付し、衛生的に使用すること。
- (6) 訓練棟の清掃を実施する際は、視覚障害者に配慮し、清掃中であることを周知するための音を発生させる資機材（CDプレイヤー等）を受注者の負担により設置すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、別表（建物清掃業務要領）に記載のない事項でも、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、病院等が医療機関等であることを考慮すれば当然実施すべきと判断される作業及び自然付帯の作業も実施すること。

3 付加的事項

- (1) 汚れが著しい場所については、建物清掃業務要領の記載にかかわらず、随時清掃し、常時清潔を保持すること。
- (2) 患者・入所者が退院・退所した際は、建物清掃業務要領の記載にかかわらず、随時、次のとおり病室・居室の清掃を行うこと。
 - ア ベッド・床頭台・椅子などの什器・備品等の清拭（2の(1)参照）をすること。
 - イ 床の清掃は、ベッド等を移動して行い、上拭きも行うこと。
 - ウ ベッドの清拭は、マット等を移動して行うこと。
- (3) 霊安室が使用された場合は、建物清掃業務要領の記載にかかわらず、随時清掃を行うこと。
- (4) 雨天時等においては、建物内に雨水等が運び込まれないよう措置するとともに、雨水等で汚れたときには、直ちに清掃を行うこと。
- (5) 当直室（病院棟2階 Staff Only 6・7）のシーツ、枕カバー及び布団カバーの交換を休日に行い、布団の乾燥を週1回、定期的に行うこと。また、当直室の浴室とトイレを仕切るカーテンは、定期的に交換し、カビ等の汚れが発生した場合は、汚れ落としに努めること。
- (6) 積雪等により危険があると認められる場合には、病院等内の駐車場（発券機及び精算機を含む。）、駐輪場及びバス停の屋根の除雪並びに車路・通路の除雪・凍結対策を行うこと。
- (7) 1階及び2階病棟には、それぞれに日中常に清掃員が配置できるよう努めること。

4 感染症等の対応

- (1) 入院患者又は利用者、職員等から感染症が発生した際には、感染対策委員会と連絡を密にし、発生場所の把握に努めること。また、清掃職員の感染対策を徹底し、感染の拡散防止に努めること。

具体的に次の内容について徹底することとする。

ア 感染症室の清掃を学んだ職員による清掃

イ 適切な个人防护具の着用

ウ 効果的な消毒剤の使用

エ 感染部屋専用の清掃用具の使用

オ 「感染対策マニュアル」等に則ったゴミの適切な処理

- (2) 感染症患者等の病室の清掃を行う場合は、入退室時の手洗い、マスク、ビニール手袋及びガウンテクニック及び専用器具などの適切な取扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。